

東海市通学路安全推進会設置要綱

(設置)

第1条 東海市内の通学路の安全対策について関係機関と連携して、児童生徒の安全な通学を確保するため、東海市通学路安全推進会（以下「推進会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 児童生徒の安全な通学の確保に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会は、委員16人と事務局で組織する。

2 委員は、教育委員会が次に掲げる者のうちから委嘱し、又は任命する。

- (1) 東海警察署交通安全担当部局の職員
- (2) 愛知県道路管理部局の職員（2人）
- (3) 校長会代表
- (4) 市内12小学校の通学路担当教員（12人）

(委員の任期)

第4条 委員の任期は当該年度末までとし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 推進会は、校長会代表が会長となる。

- 2 会長は、会務を総理し、推進会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会の会議は、教育長の求めにより会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要に応じて委員以外の者を推進会の会議に出席させ、説明又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 推進会の庶務は、教育委員会学校教育課においてこれを処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会に関し必要な事項は、会長が推進会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。